

令和2年3月17日

所内各位

所長

新型コロナウイルス感染症への対応について その4（通知）

標記について、理事より添付のとおり送付されましたので、お知らせします。

感染者発生時の所内対応については下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いいたします。

なお、最新の情報は、本学ホームページでもお知らせしておりますので、各自定期的にご確認いただくようお願いいたします。

記

1. 感染者の発生時の初動対応について

- ①学生・教職員または保健所等の外部機関より、構成員（学生・教職員）が新型コロナウイルス感染症に感染した旨の連絡・報告を受けた場合は、速やかに事務長（※）に連絡する。
- ②これらの連絡のための休日、夜間を含む本部と本研究所との連絡については、事務長が行う。

※連絡先は、メールで周知した通知に記載しておりますのでそちらをご確認願います。

2. 所内対応体制について

- ①感染者が発生した場合、事務長から、所長及び環境安全推進課へ連絡  
学生の場合は、併せて所属研究科へも連絡
- ②所内対策本部の設置  
（構成員：所長、副所長、評議員、技術室長、事務長、総務係長、用度係長）
- ③対策を所内へ周知

【例】・感染者発生時の所内告知

- ・経路や接触者の範囲を確認
- ・消毒や同じ職場の従業員の安全確保
- ・濃厚接触者の自宅待機

（学生が感染者の場合、居室を同じくする学生の自宅待機等）

※構成員が感染及び濃厚接触者となり勤務を欠いた場合の業務継続体制について、研究分野等で予めご検討願います。

【本学ホームページ（感染症関連情報）】

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disaster/outbreak/01/outbreak0101/>